

(1) 介護保険制度におけるサービスの質の 評価に関する調査研究事業 (結果概要)(案)

(1)介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

<目次>

1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 調査結果概要	2
①ADL維持等加算の要件について	2
・ADL維持等加算の算定状況(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	
・通所介護サービスの利用状況(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	
・算定要件を満たす事業所の割合(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	
ADL維持等加算の課題等(B. 事業所調査:事業所票)	
・ADL維持等加算の今後の届出・請求予定(B. 事業所調査:事業所票)	
②ADL・IADLの評価について	7
・ADL評価の実施状況(B. 事業所調査:事業所票)	
・ADL・IADL評価の実施状況(B. 事業所調査:事業所票)	
③BI(Barthel Index)の変化について	9
・算定要件別 Barthel Indexの変化(利用者)(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	
・事業所のADL利得(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	
④ADL維持等加算と介護の質	12
・ADL維持等加算がサービスへ与えた影響(B. 事業所調査:事業所票)	
・ADL維持等加算が事業所に与えた影響(B. 事業所調査:事業所票、介護支援専門員票)	
・ADL維持等加算の算定状況と他加算の算定状況(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)	

(1)介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 「ADL維持等加算」を算定するまでのプロセス及び課題を整理しつつ、その効果を検証する。
- ADL評価及び報告というプロセスにおいて、今後のサービスの質の評価方法を検討するため、各事業所における評価項目の収集状況等について調査を行う。

2. 調査方法

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

調査対象	分析対象期間・分析対象データ件数
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険総合データベースに登録された通所介護・地域密着型通所介護の請求全データ ・上記の対象者の受給者台帳情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月サービス提供分～令和元年6月サービス提供分のデータ レコード件数 201,442,798件 ・異動年月日が平成24年4月～令和元年6月の利用者 レコード件数: 19,850,265件

B. ADL維持等加算による影響・効果・課題の検証:事業所調査(郵送法)

令和2年1月7日時点

調査対象		届出	適合	請求	母集団	抽出方法	発出数	回収数	回収率	有効回収率
通所介護事業所	事業所票	○	○	○	635	悉皆	470	262	55.7%	55.7%
		○	○	×	254	悉皆	192	83	43.2%	43.2%
		○	×	×	3,499	無作為抽出	500	221	44.2%	44.2%
		×	×	×	34,680	無作為抽出	500	248	49.6%	49.6%
介護支援専門員	介護支援専門員票	—			—	無作為抽出	831	245	29.5%	28.8%

※災害救助法の適用地域を除き発送

※介護支援専門員へは通所介護事業所経由で配布、介護支援専門員の生年月日と調査用IDから無作為抽出となるよう事業所が回答者を選定

※介護保険総合データベースの令和元年5月審査分(4月サービス提供分)(月遅れ、過誤請求は除く)台帳を基に「届出」「適合」「請求」の分類をしている。

「届出」は、「ADL維持等加算【申出】の有無」に格納されている値が「1(なし)」の場合は×、「2(あり)」の場合は○とした。

「適合」は、都道府県の判断結果が格納される「ADL維持等加算」の値が「1(なし)」の場合は×、「2(あり)」の場合は○とした。

「請求」は、「ADL維持等加算(Ⅰ)算定者数」と「ADL維持等加算(Ⅱ)算定者数」の和が0の場合は×、0より大きい場合は○とした。

※本調査における以降のページについては、「届出(申出)」については全て「届出」と表記している。

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

①ADL維持等加算の要件について:ADL維持等加算の算定状況(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- 通所介護事業所における、ADL維持等加算の届出及び算定の状況を分析した。
- 平成31年4月時点の事業所台帳情報において、「ADL維持等加算(届出)の有無」が「有」の事業所は、通所介護サービスで3,741事業所(16.9%)、地域密着型通所介護サービスで657事業所(3.9%)であった。
- 平成31年4月サービス提供分の給付実績情報において、ADL維持等加算ⅠまたはⅡを算定している事業所は、通所介護サービスで578事業所(2.6%)、地域密着型通所介護サービスで57事業所(0.3%)であった。

図表 1 平成31年4月(サービス提供分)におけるADL維持等加算の算定状況

平成31年4月 サービス提供分	ADL維持等加算 の届出なし	ADL維持等加算の届出あり				合計※
			ADL維持等加算の算定あり			
			ADL維持等加算 (Ⅰ)算定	ADL維持等加算 (Ⅱ)算定		
通所介護	18,399	3,741	578	376	248	22,140
地域密着型通所介護	16,281	657	57	31	31	16,938

平成31年4月 サービス提供分	ADL維持等加算 の届出なし	ADL維持等加算の届出あり			
			ADL維持等加算の算定あり		
			ADL維持等加算 (Ⅰ)算定	ADL維持等加算 (Ⅱ)算定	
通所介護	83.1%	16.9%	2.6%	1.7%	1.1%
地域密着型通所介護	96.1%	3.9%	0.3%	0.2%	0.2%

【分析方法】

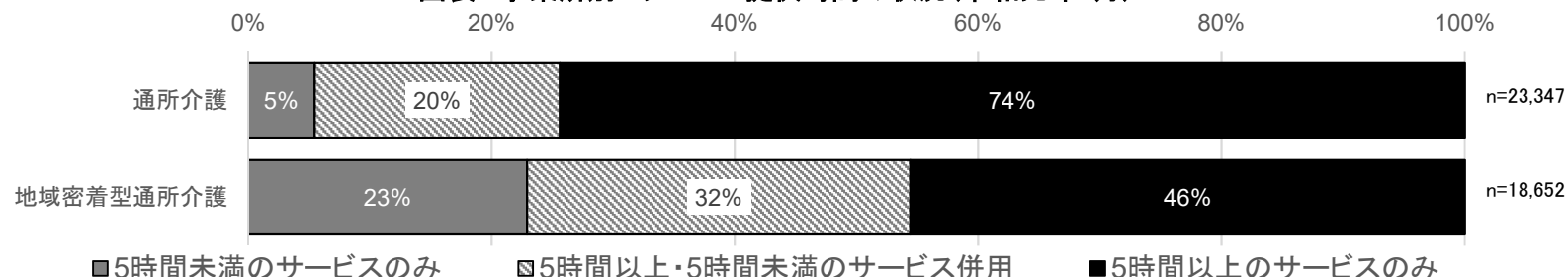
- ・介護保険総合データベースにおける、平成31年4月サービス提供分のデータを対象として分析した。分析対象事業所数は表内に記載の通り。
- ・事業所台帳情報から、「ADL維持等加算【届出】の有無」に格納されている値が「1(なし)」の場合は「ADL維持等加算の届出なし」とした。「2(あり)」の場合は「ADL維持等加算の届出あり」とした。
- ・「ADL維持等加算(Ⅰ)算定者数」が1以上の事業所を、ADL維持等加算(Ⅰ)算定事業所として計上、「ADL維持等加算(Ⅱ)算定者数」が1以上の事業所をADL維持等加算(Ⅱ)算定事業所として計上した。
- ・事業所台帳情報(サービス情報)において項目「ADL維持等加算(届出)の有無」が記載なし(null)の事業所を除外している。

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

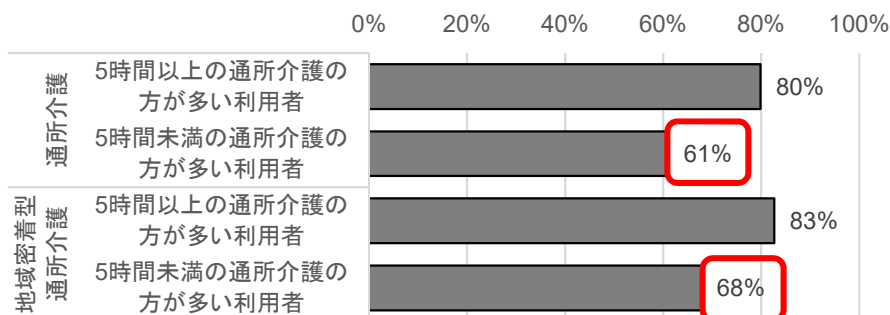
①ADL維持等加算の要件について: 通所介護サービスの利用状況 (A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- ADL維持等加算の算定要件として、「5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者を特定する。」がある。通所介護事業所における時間別のサービス提供状況及び、利用者における通所介護の利用時間別、介護保険サービスの利用状況に違いがあるのかを分析した。
- 5時間未満の算定回数が5時間以上の算定回数より多い利用者について、通所介護サービスの利用単位数が利用単位数の50%以上を占める利用者は通所介護サービスで61%、地域密着型通所介護サービスで68%であった。
- 通所介護サービスの利用者で、通所リハまたは訪問リハを利用している利用者は10%程度であった。

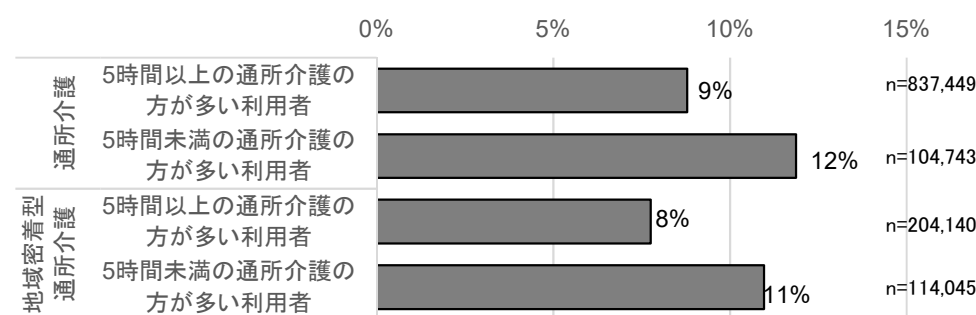
図表2 事業所別 サービス提供時間の状況(令和元年6月)



図表3 通所介護の利用時間別 利用総単位数に占める通所介護サービスの利用単位数が50%以上の利用者の割合 (平成31年1月～令和元年6月サービス提供分合算)



図表4 通所介護の利用時間別 通所リハまたは訪問リハを利用している利用者の割合 (平成31年1月～令和元年6月サービス提供分合算)



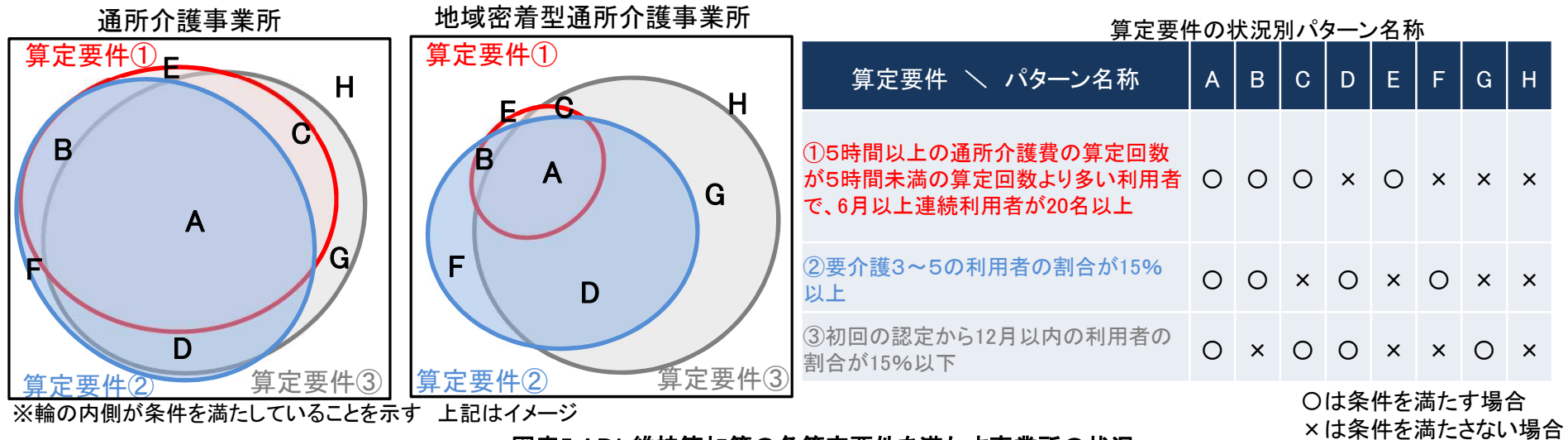
【分析方法】

・令和元年6月サービス提供分について、各事業所の請求状況から、5時間未満のサービスのみ提供している事業所、5時間以上のサービスのみ提供している事業所、5時間未満・5時間以上両方のサービスを提供している事業所数を把握した。分析対象事業所数はそれぞれグラフ横に記載の通り。
 ・平成31年1月～令和元年6月サービス提供分について、通所介護サービス事業所別で①5時間以上の算定回数>5時間未満の算定回数の利用者と②5時間以上の算定回数≤5時間未満の算定回数の利用者に分類(グラフ上は簡略化して記載している)。利用者ごとに、6か月間の通所介護サービスの利用単位数合計÷利用単位数合計を行い、その割合が50%以上となった利用者、通所リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションを1単位でも利用している利用者を算出した。

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

①ADL維持等加算の要件について: 算定要件を満たす事業所の割合 (A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- ADL維持等加算の算定要件として、利用者割合等の各算定要件を満たす事業所がどの程度存在するのか(どの算定要件が事業所において課題となっているのか)を、介護保険総合データベースを用いて分析した。
- ①～③の全ての要件を満たす事業所は、通所介護事業所は63.9%、地域密着型通所介護では12.4%であった。
- 地域密着型通所介護では、算定要件①を満たす事業所が16.8%であり、最も算定の制約になる要件であった。



図表5 ADL維持等加算の各算定要件を満たす事業所の状況

集計項目	サービス	要件①	要件②	要件③	A	B	C	D	E	F	G	H	総数
要件を満たす事業所数	通所介護	18,763	19,766	20,288	14,921	2,065	1,519	2,180	258	600	1,668	136	23,347
	地域密着型通所介護	3,126	11,804	16,015	2,312	392	344	7,410	78	1,690	5,949	477	18,652
要件を満たす事業所の割合	通所介護	80.4%	84.7%	86.9%	63.9%	8.8%	6.5%	9.3%	1.1%	2.6%	7.1%	0.6%	100%
	地域密着型通所介護	16.8%	63.3%	85.9%	12.4%	2.1%	1.8%	39.7%	0.4%	9.1%	31.9%	2.6%	100%

【分析方法】

- ・平成31年1月～令和元年6月サービス提供分を対象として分析した。分析対象事業所数は表内に記載の通り。(以下の要件を判別できない事業所は分析対象から除外)
- ・各通所介護事業所において5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者が、6か月間連続利用者(分析対象利用者)を抽出
- ・①の算定要件を満たす場合: 各通所介護事業所において、分析対象利用者が20名以上の場合
- ・②の算定要件を満たす場合: 各通所介護事業所において、分析対象利用者数に占める、要介護3～5の分析対象利用者の割合が15%以上の場合
- ・③の算定要件を満たす場合: 各通所介護事業所において、分析対象利用者数に占める、初回の認定から12月以内の利用者の割合が15%以上の場合

※ADL維持等加算の算定要件上では、利用者毎に評価対象利用期間を設定するが、本分析においては、平成31年1月～令和元年6月を全利用者の評価対象利用期間と仮定した分析としている。⁴

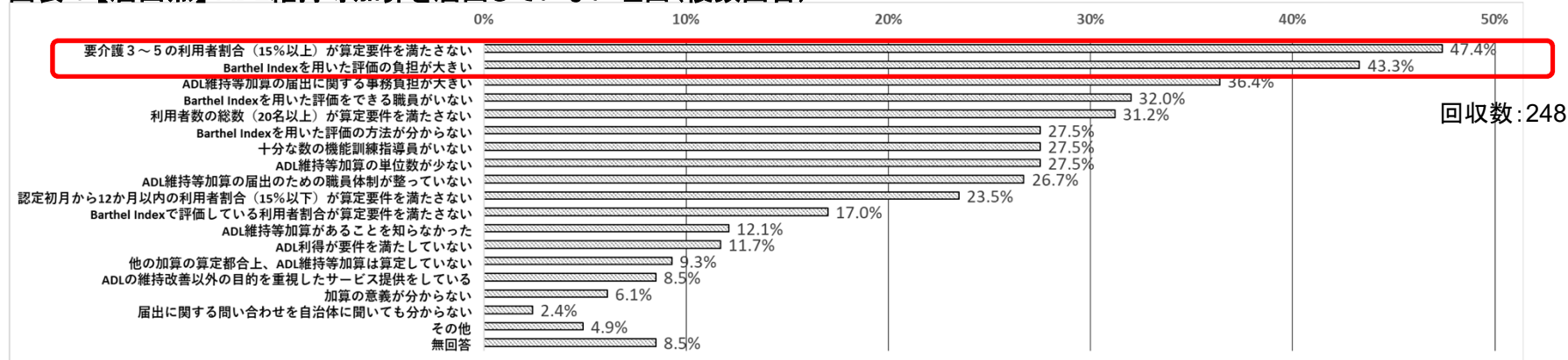
(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

①ADL維持等加算の要件について:ADL維持等加算の課題等 (B. 事業所調査:事業所票)

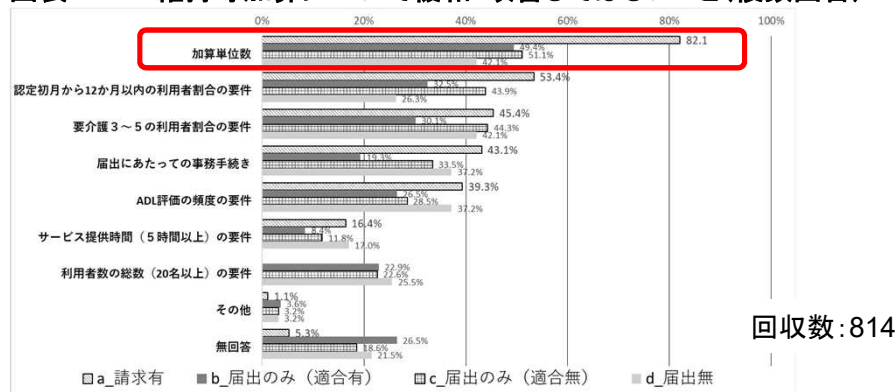
- ADL維持等加算を届出していない理由は、「要介護度3～5の利用者割合が算定要件(15%以上)を満たさない」が47.4%、「Barthel Indexを用いた評価の負担が大きい」が43.3%であった。
- ADL維持等加算について緩和・改善してほしいことを確認したところ、届出・請求の状況によらず「加算単位数」が最も多く、請求がある事業所では82.1%であった。届出のみしている事業所についても、ADL維持等加算を請求していない理由は「加算単位数が少ない」ことの割合が最も多く、34.9%(適合あり)、40.3%(適合なし)であった。
- ヒアリング調査からは、ADL維持等加算の算定にあたっての手続きが煩雑であるとの意見が複数得られた。

※事業所票 問5 (1)(2) ADL維持等加算の課題等(各票共通)

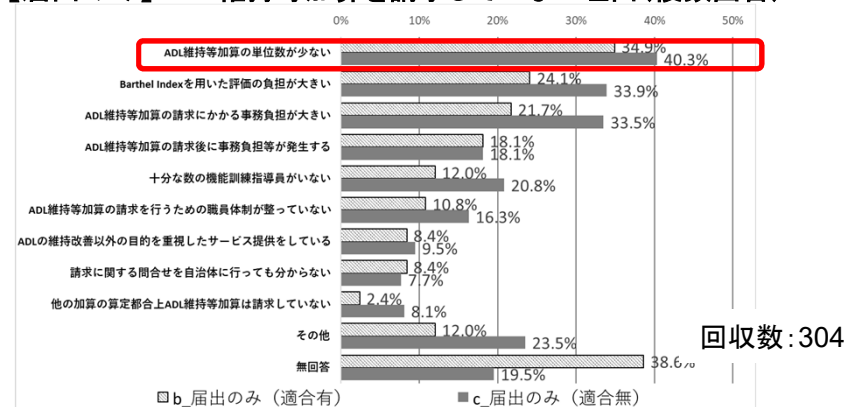
図表 6【届出無】ADL維持等加算を届出していない理由(複数回答)



図表 7 ADL維持等加算について緩和・改善してほしいこと(複数回答)



図表 8【届出のみ】ADL維持等加算を請求していない理由(複数回答)



a_請求有: ADL維持等加算を請求している事業所、b_届出のみ(適合有): ADL維持等加算の算定要件に適合しているが、加算の請求はしていない事業所
 c_届出のみ(適合無): ADL維持等加算の届出をしているが、算定要件に適合していない事業所、d_届出無: ADL維持等加算の届出をしていない事業所

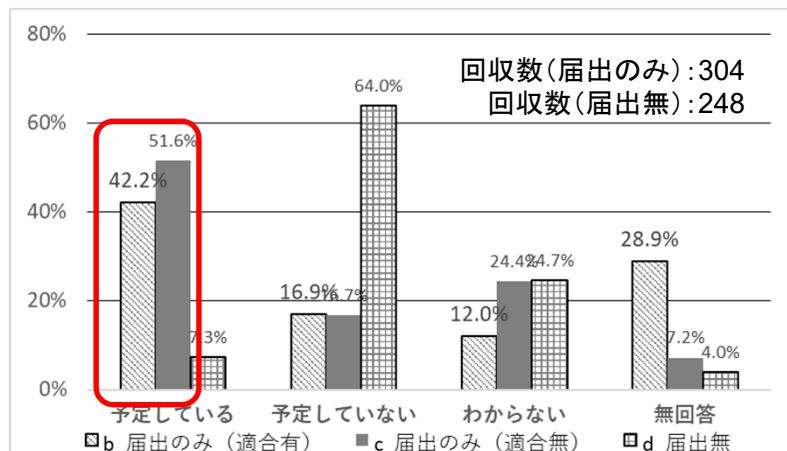
(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

①ADL維持等加算の要件について:ADL維持等加算の今後の届出・請求予定 (B. 事業所調査:事業所票)

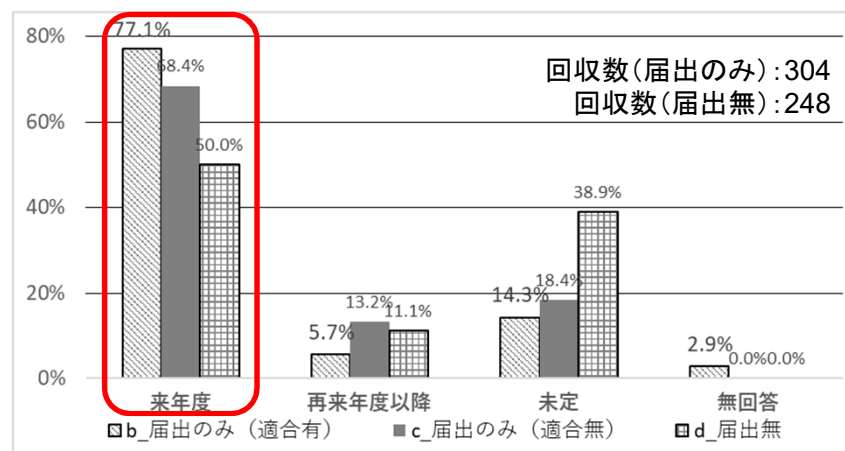
- ADL維持等加算の今後の届出・請求予定は、届出のみしている事業所では「予定している」が42.2% (適合有)、51.6% (適合無)であった。
- 予定時期は「来年度」が最も多く、届出や要件適合をしている事業所ほど高かった。
- 届出にむけて必要な取組みとしては、「Barthel Indexを用いたADL評価ができる人材の確保・教育」が55.6%、「ADL維持・向上のためのサービス提供ができる人材の確保・教育」が44.4%であった。

※事業所票 問5(3) 今後の届出・算定予定(届出のみ及び届出無)

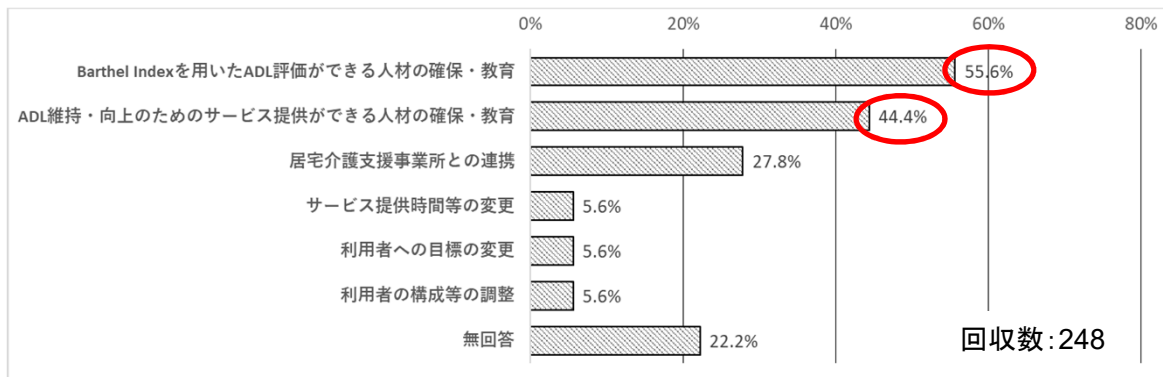
図表 9【届出のみ・届出無】今後の届出・請求予定



図表 10【届出のみ・届出無】(予定している場合)届出・請求の予定時期



図表 11【届出無】(予定している場合のみ)新たに実施する必要がある取組み等(複数回答)



b_届出のみ(適合有): ADL維持等加算の算定要件に適合しているが、加算の請求はしていない事業所
 c_届出のみ(適合無): ADL維持等加算の届出をしているが、算定要件に適合していない事業所
 d_届出無: ADL維持等加算の届出をしていない事業所

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

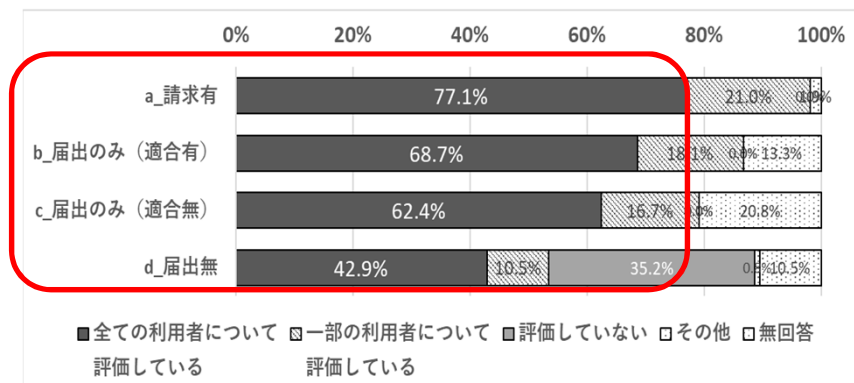
②ADL・IADLでの評価について:ADL評価の実施状況 (B. 事業所調査:事業所票)

- ADL評価の実施状況について、利用開始時は「全ての利用者について評価している」事業所が最も多く、届出・請求を行っている事業所ほど高かった。利用中については「全ての利用者について定期的に評価している」事業所が最も多く、同様の傾向であった。
- Barthel IndexによるADL評価については、ADL維持等加算の請求をしている事業所のうち49.2%で、概ね月1回のADL評価をしていた。

※事業所票 問6, 7 ADL評価の実施状況 (各票共通)

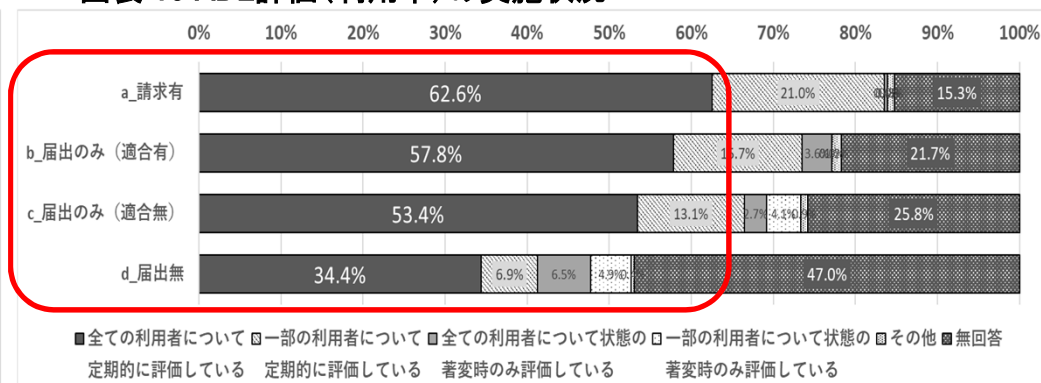
図表 12 ADL評価(利用開始時)の実施状況

回収数:814

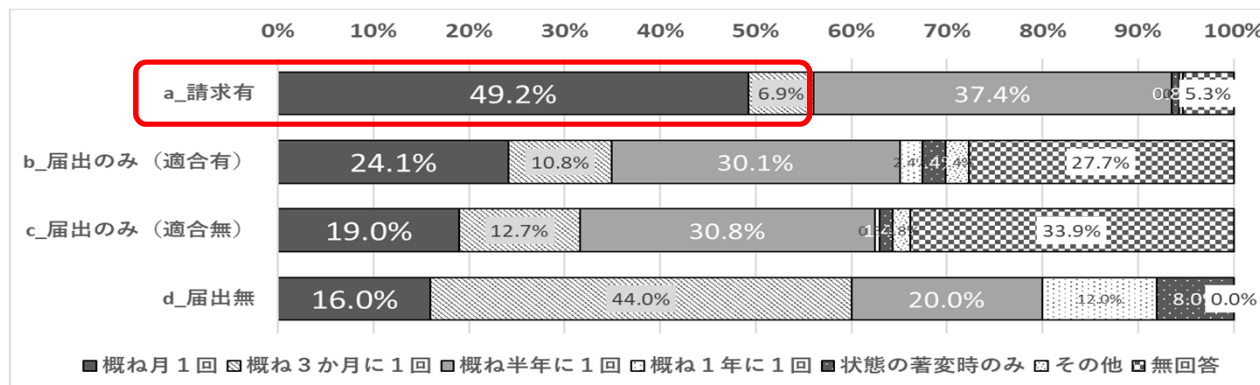


図表 13 ADL評価(利用中)の実施状況

回収数:814



図表 14 ADL評価(Barthel Index)の頻度 (届出無については実施している事業所のみ)



回収数(請求有):262
回収数(届出のみ):304
回収数(届出無):26

a_請求有:ADL維持等加算を請求している事業所、b_届出のみ(適合有):ADL維持等加算の算定要件に適合しているが、加算の請求はしていない事業所、c_届出のみ(適合無):ADL維持等加算の届出をしているが、算定要件に適合していない事業所、d_届出無:ADL維持等加算の届出をしていない事業所

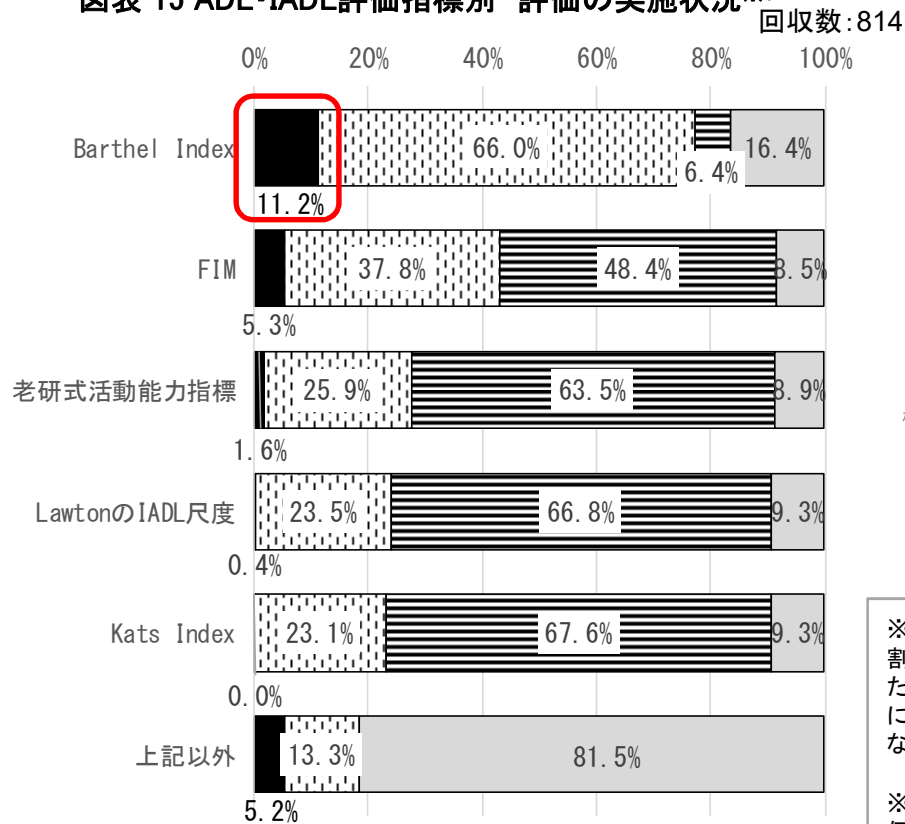
(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

②ADL・IADLでの評価について:ADL・IADL評価の実施状況(B. 事業所調査:事業所票)

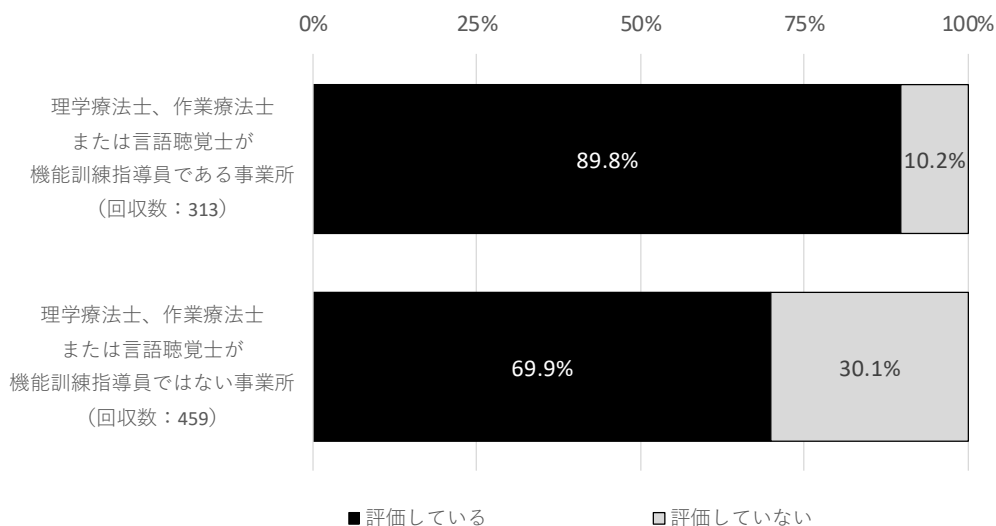
- ADL・IADL評価指標別評価の実施状況では、Barthel Indexで評価している事業所の割合が最も高く、11.2%であった。
- 理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が機能訓練指導員である事業所では、89.8%の事業所でADL・IADL評価を実施していた。

※事業所票 問4 職員体制、問6、7 ADL評価の実施状況、問13Barthel Index以外の指標による評価の実施状況

図表 15 ADL・IADL評価指標別 評価の実施状況※1



図表 16 機能訓練指導員の資格別 ADL・IADL評価の実施状況※2



※1 事業所票の各票(a_請求有、b_届出のみ(適合有)、c_届出のみ(適合無)、d_届出無)の回収割合を、介護保険総合データベースにおける母集団の割合に応じてウェイトバックした上で算出した。Barthel Indexについては、a_請求有、b_届出のみ(適合有)、c_届出のみ(適合無)の事業所については、届出の段階でBarthel Indexの値を提出することとされているため、「評価している」とみなした。

※2 Barthel Index、FIM、老研式活動能力指標、LawtonのIADL尺度、Kats Indexまたはそれ以外の何らかの評価を実施している事業所を「評価している」、いずれの評価も実施していない事業所を「評価していない」とした。

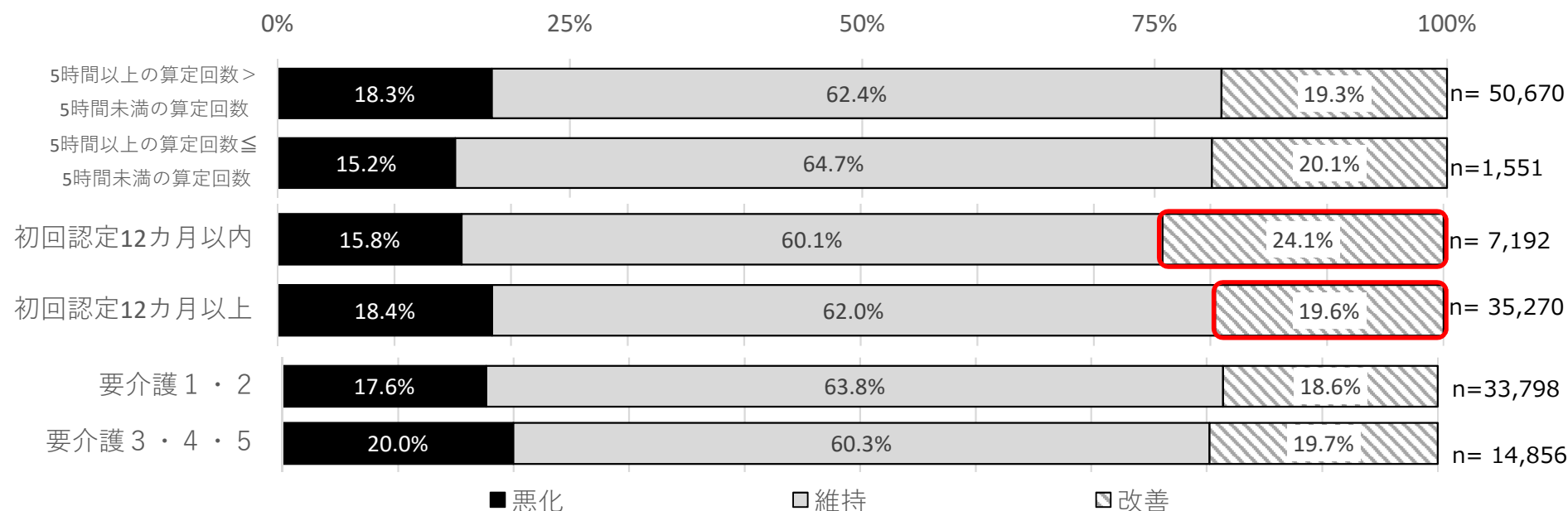
■ 評価している □ 知っているが、評価していない ▨ 知らない □ 無回答

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

③BIの変化について: 算定要件別 Barthel Indexの変化(利用者) (A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- ADL維持等加算の以下の算定要件それぞれについて、Barthel Indexの変化に違いがあるのかを分析した。
 - ①5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者を特定する。
 - ②初回の要介護認定・要支援認定から12月以内の利用者の割合が15%以下
 - ③要介護3～5の利用者の割合が全体の15%以上。
- 初回の要介護認定・要支援認定から12月以内の利用者は6月後に24.1%の改善、12月超の利用者は6月後に19.6%の改善がみられた。その他の算定要件である通所介護サービスの利用時間（5時間以上の回数）や要介護度について改善割合の差はそれぞれ0.8%、1.1%であった。

図表17 算定要件別 Barthel Indexの変化(6月後)



【分析方法】

連続して6月以上通所介護サービスの利用がある利用者について、平成30年4月～7月及び平成31年1月を初月として摘要欄にBarthel Indexの値が記載されたデータについて、6月後のADL値と比較。値が上昇した場合は改善、同じ場合は維持・減少した場合は悪化と分類した。分析対象利用者数はグラフ横に記載の通り。

ADL値が記載された初月について、①要介護度、②認定有効開始年月から12カ月を超えているかの別、③通所介護費の算定状況（5時間以上の算定回数と5時間未満の算定回数）別で分類を行った。

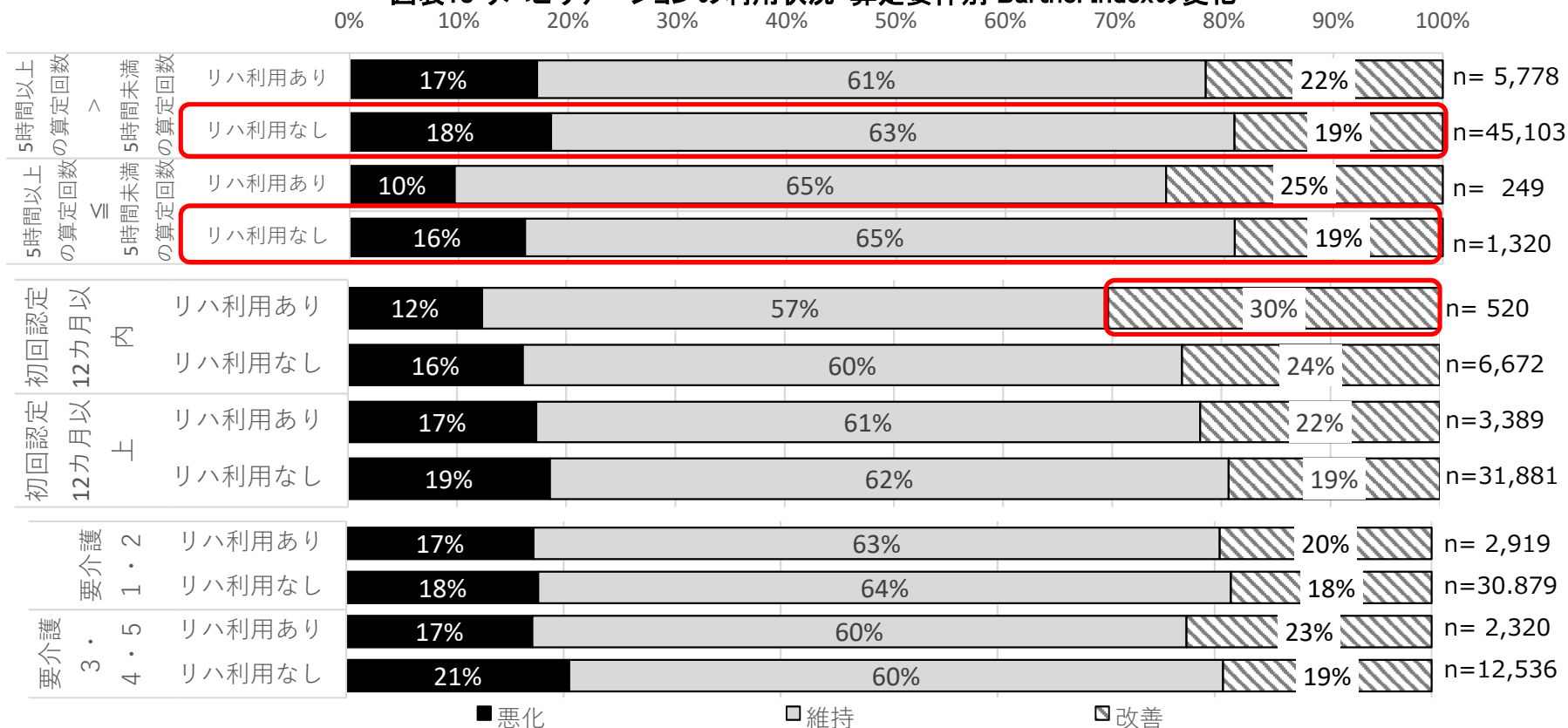
分析項目: ADL値(摘要欄に記載された値)、要介護度、認定有効期間、時間別の通所介護サービス利用回数

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

③BIの変化について: 算定要件別 Barthel Indexの変化(利用者)(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- リハビリテーションサービスの利用有無によって、Barthel Indexの変化に違いがあるのかを分析した。
- 通所リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションを利用している場合は、算定要件別でいずれも改善の割合が高い結果であった。
- リハビリテーションを利用していない利用者では、5時間以上の算定回数・5時間未満の算定回数状況別に分けた場合、Barthel Indexの変化にほとんど差が見られなかった。
- 初回の認定から12月以内の利用者でリハビリテーションを利用している利用者は改善が30%であった。

図表18 リハビリテーションの利用状況・算定要件別 Barthel Indexの変化



【分析方法】

前ページの分析について、Barthel Indexを報告した初月において、通所リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションの利用単位数が1単位以上の場合、「リハ利用あり」、0単位の場合、「リハ利用なし」とした。

分析項目: ADL値(摘要欄に記載された値)、要介護度、認定有効期間、時間別の通所介護サービス利用回数

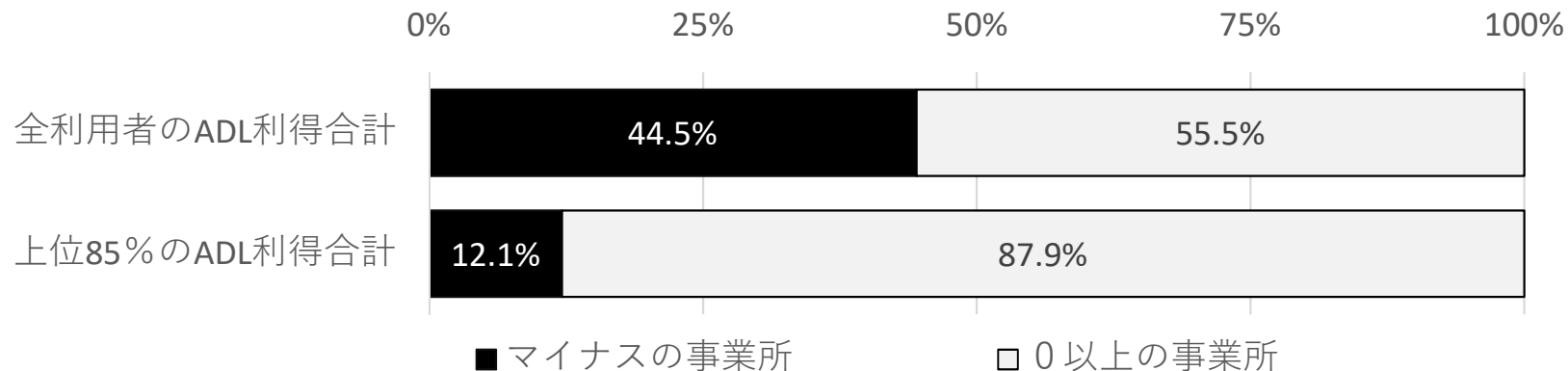
(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

③BIの変化について: 事業所のADL利得(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- ADL維持等加算(I)の算定要件として、「6月目のADLの値から1月目のADLの値を引いたものを大きい順に並べ、上位85%を特定。それらについて、1月目と比較して6月目にADLが改善していたものを1、不変だったものを0、悪化していた場合を-1として、ADL値を提出した利用者について合計したものが0以上の場合」がある。
- 実際に、上記計算を全利用者で実施した場合と上位85%の利用者に絞った場合での結果の比較を行った。
- Barthel Indexの報告があった全利用者を合計した場合、ADL利得がマイナスの事業所は44.5%、0以上の事業所は55.5%であった。
- 報告があった利用者のうち、上位85%に絞って合計した場合、ADL利得がマイナスの事業所は12.1%、0以上の事業所は87.9%であった。
- ※ 本分析は、Barthel Indexの報告があった事業所を対象としているため、全ての通所介護事業所の実態を正確に反映しているわけではない。

図表 19 事業所別 ADL利得の状況

n=1,097



【分析方法】

- ・介護保険総合データベースに収載されたデータにおいて、連続して6月以上通所介護サービスの利用がある利用者かつ、平成30年4月～7月及び平成31年1月とその6月後、両方の摘要欄にBarthel Indexの値の利用者が20名以上いた事業所を対象として分析。分析対象事業所数は1,097事業所、分析対象利用者数は55,537人。
- ・1月目と比較して6月目にADLが改善(Barthel Indexの値が上昇)していた場合は1、不変だった場合は0、悪化していた場合は-1として、Barthel Indexの報告があった全利用者について合計したものを、「全利用者のADL利得合計」として算出した。
- ・6月目のADLの値から1月目のADLの値を引いたものを大きい順に並べ、上位85%を特定したうえで、同様に、ADL利得の合計を算出したものを、「上位85%のADL利得合計」とした。

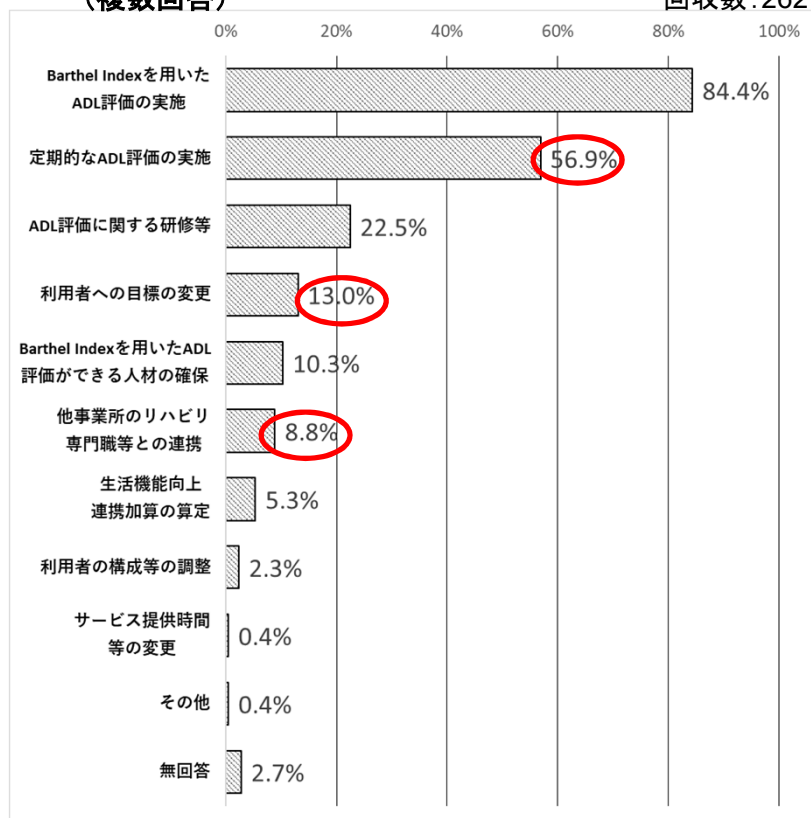
(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

④ADL維持等加算と介護の質:ADL維持等加算がサービスへ与えた影響(B.事業所調査:事業所票)

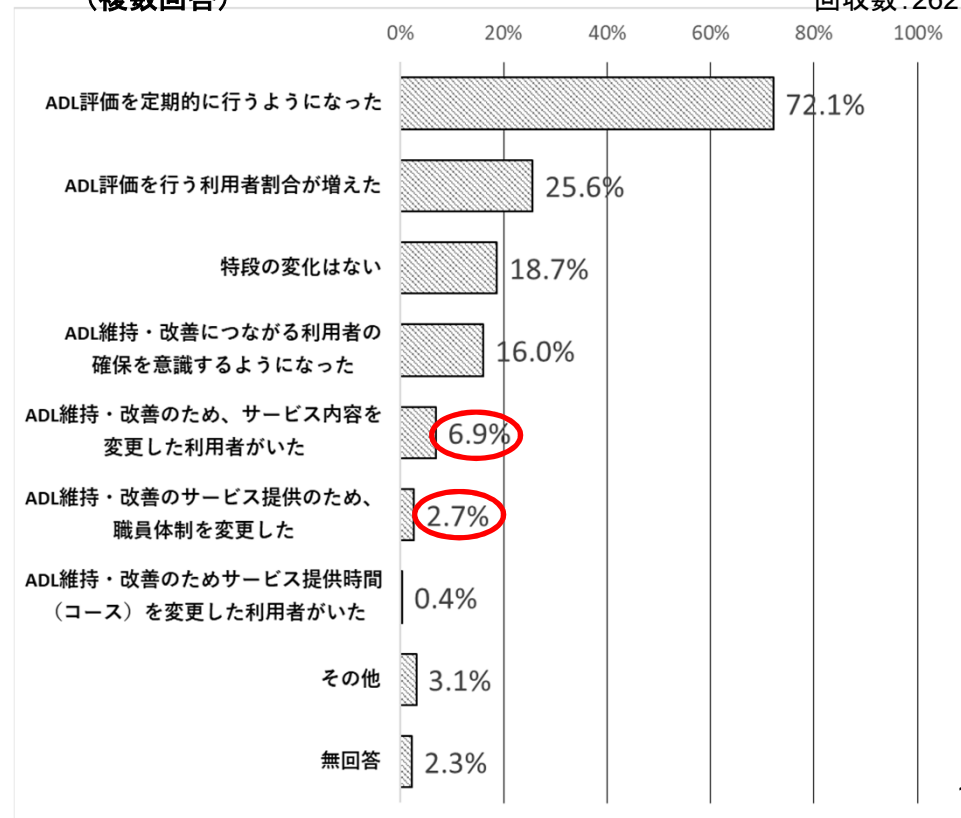
- ADL維持等加算の届出及び請求を行っている事業所が、届出にむけて新たに実施した取組み等としては、「定期的なADL評価の実施(56.9%)」の他、「利用者への目標の変更(13.0%)」、「他事業所のリハビリ専門職等との連携(8.8%)」などがあげられた。
- ADL維持等加算の届出及び請求を行っている事業所が、届出にむけて変化した取組み内容や利用者の行動として、「ADL維持・改善のため、サービス内容を変更した利用者がいた(6.9%)」、「ADL維持・改善のサービス提供のため、職員体制を変更した(2.7%)」と回答した事業所が見られた。
- 以上から、ADL維持等加算の届出に向けて、介護サービスの質の向上につながる取組を把握することができた。

※事業所票 問12(2)(3)届出にむけて新たに実施した、または変化した取組内容や利用者の行動(届出有・請求有)

図表 20【届出有・請求有】届出にむけて新たに実施した取組み等(複数回答) 回収数:262



図表 21【届出有・請求有】届出にむけて変化した取組内容や利用者の行動(複数回答) 回収数:262



(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

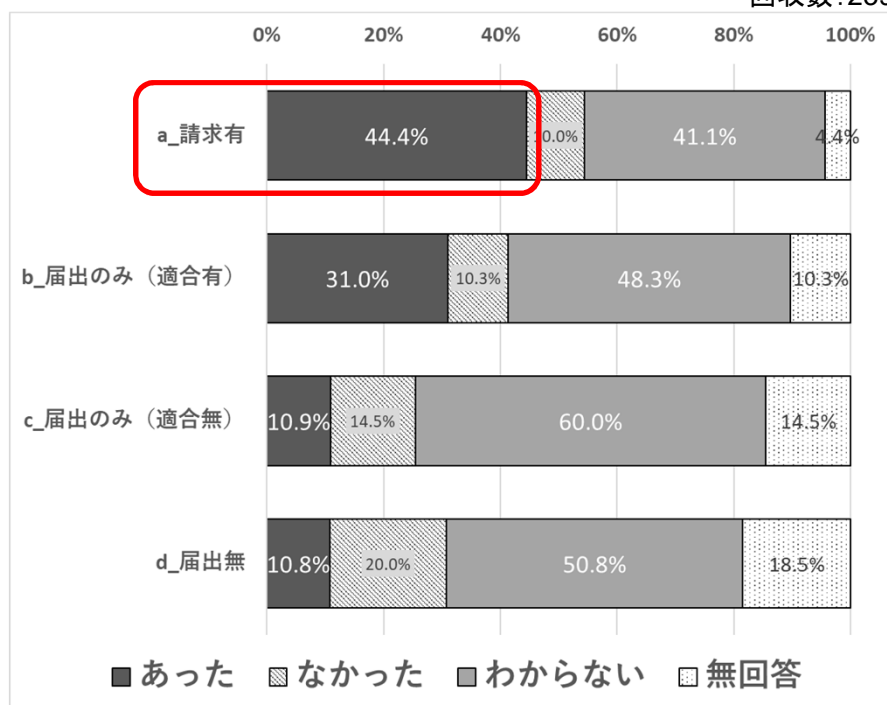
④ADL維持等加算と介護の質:ADL維持等加算が事業所に与えた影響 (B. 事業所調査:介護支援専門員票)

- ADL維持等加算を算定している通所介護事業所を担当している介護支援専門員では、ADL維持等加算の届出に向けた事業所の変化が「あった」の回答が最も多く44.4%であった。
- 変化が「あった」と回答した介護支援専門員について、その具体的な内容を確認したところ、「ADL維持・向上のためのプログラムが増えた(45.2%)」、「利用者のアウトカム(ADL)が意識されるようになった(30.6%)」などの回答がみられた。

※介護支援専門員票 問6(2)(3) ADL維持等加算に向けた通所介護事業所の変化及び具体的な内容

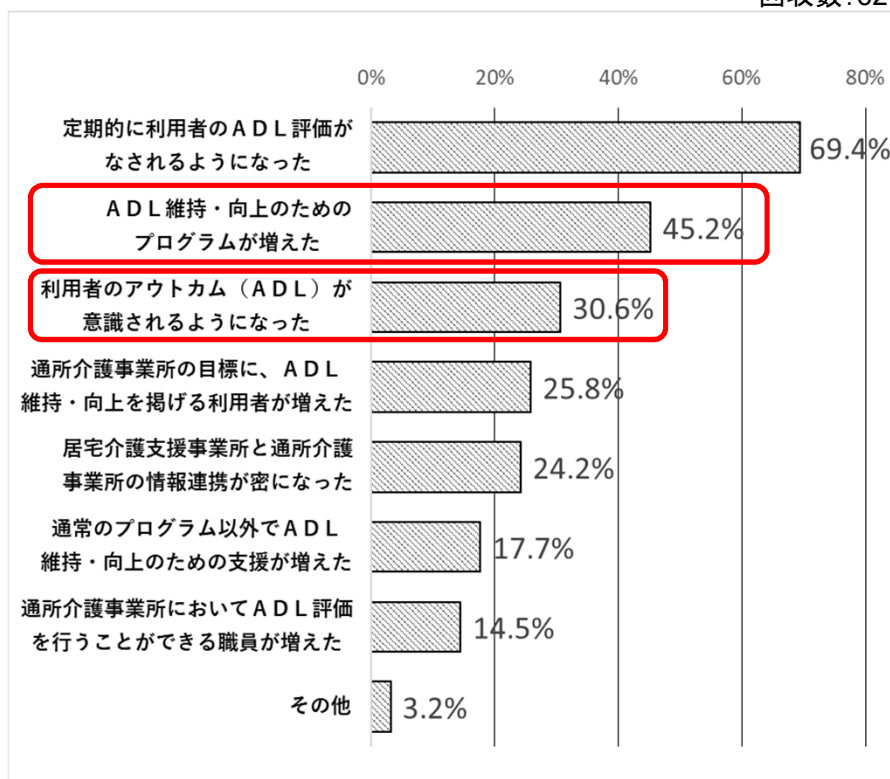
図表 20 ADL維持等加算届出に向けた通所介護事業所の変化の有無

回収数:239



図表 21 変化の具体的な内容 (※ADL維持等加算届出に向けた通所介護事業所の変化があった事業所のみ、複数回答)

回収数:62

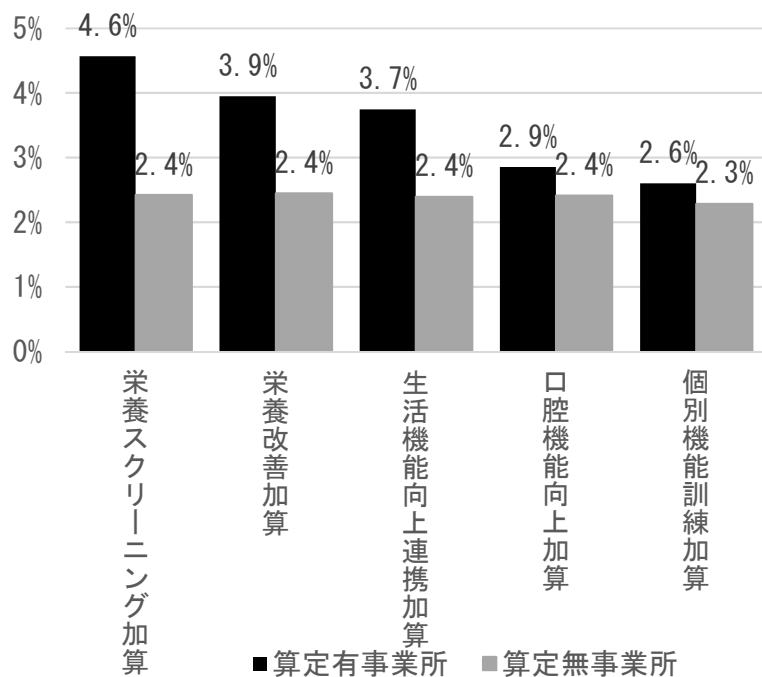


(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

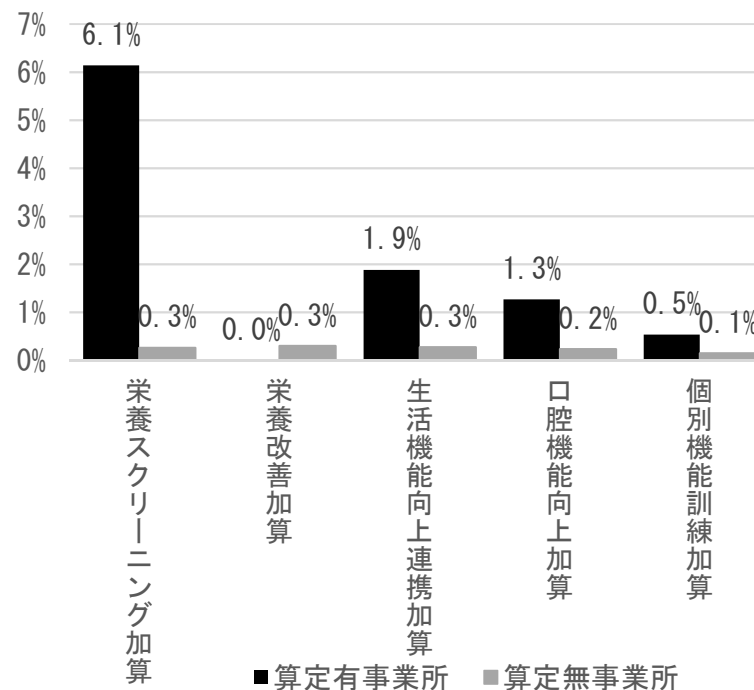
④ADL維持等加算と介護の質：ADL維持等加算の算定状況と他加算の算定状況(A. 介護保険総合データベースを用いた分析)

- 通所介護サービスにおいて、介護の質につながる各加算の算定状況別で、ADL維持等加算の算定割合を比較した。
- 通所介護事業所においては、栄養スクリーニング加算、栄養改善加算、生活機能向上連携加算、口腔機能向上加算、個別機能訓練加算の各加算を算定している事業所の方が、ADL維持等加算を算定している事業所の割合が高かった。
- 介護の質と関わる各加算を算定している事業所においては、ADL維持・向上につながりやすい可能性が示唆された。

図表 22 各加算の算定有無別 ADL維持等加算の算定割合
通所介護事業所



図表 23 各加算の算定有無別 ADL維持等加算の算定割合
地域密着型通所介護事業所



【分析方法】

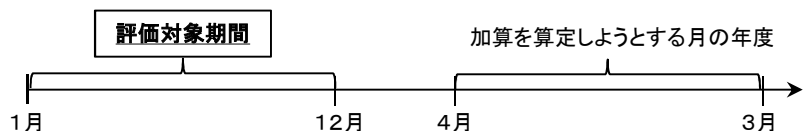
- ・介護保険総合データベースに収載された平成31年4月サービス提供分のデータを対象として分析。
- ・通所介護事業所は23,856事業所、地域密着型通所介護事業所は19,154事業所を対象に分析。
- ・各加算の算定有無別で、ADL維持等加算を算定している割合を算出した。

※ADL維持等加算、生活機能向上連携加算及び個別機能訓練加算については、それぞれ加算(Ⅰ)または加算(Ⅱ)を算定している場合、算定有とした。

(1). 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

(参考) ADL維持等加算の算定要件の考え方

Step1. 加算を算定しようとする月の年度の初日（4月1日）が属する年の前年の1月から12月までの期間を「評価対象期間」（※）とする。



※ ADL維持等加算の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間

Step2. 評価対象期間に6月以上連続して利用した利用者、及び各利用者の「評価対象利用期間」等を特定する。

(各利用者について、最も早い6月連続利用がその利用者の「評価対象利用期間」、評価対象利用期間の初めの月が「評価対象利用開始月」となる。)

- 例1: 1月、3～8月、11月に利用 → 3～8月が評価対象利用期間、3月が評価対象利用開始月
例2: 1～9月、12月に利用 → 1～6月が評価対象利用期間、1月が評価対象利用開始月
例3: 1～5月、7～11月に利用 → 6月以上連続して利用した期間がないため対象外

Step3. Step2. で特定した利用者について、それぞれの評価対象利用期間で、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の算定回数より多い利用者を特定する。

Step4. Step3. で特定した利用者の集団について、以下の①から⑤がすべて満たされれば、Step1. の「加算を算定しようとする月の年度」において、当該事業所を利用する全員にADL維持等加算（Ⅰ）が算定可能。

- ① 20人以上。
- ② それぞれの評価対象利用開始月において、要介護3～5の利用者の割合が全体の15%以上。
- ③ それぞれの評価対象利用開始月において、初回の要介護認定・要支援認定から12月以内の利用者の割合が15%以下。
- ④ 評価対象利用開始月、及び評価対象利用開始月を1月目として6月目にBarthel Indexを用いてADLを評価して、両月のADLの値をサービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで厚生労働省に提出した割合が90%以上。
- ⑤ ④の各者について、6月目のADLの値から1月目のADLの値を引いたものを大きい順に並べ、上位85%を特定。それらについて、1月目と比較して6月目にADLが改善していたものを1、不変だったものを0、悪化していた場合を-1として、④で値を提出した利用者について合計したものが0以上。

※ 平成30年度の算定については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、Step4. ①～⑤を満たすことを示す書類を保存していれば、それを根拠として算定できることとする。

※ 提出されたデータについては、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

Step5. ADL維持等加算（Ⅰ）が算定可能な事業所で、さらに加算を算定する月において個々の利用者のADLの評価を厚生労働省に提出（※）すれば、当該の利用者について、ADL維持等加算（Ⅰ）の代わりに（Ⅱ）が算定可能。

※ 当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際には、Step4. ④によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。